

【注意事項】

・現時点で、利用可能な行政サービス等を掲載しています。内容は随時更新する予定です。

提供する行政サービス等一覧【都留市】

(令和6年4月1日現在)

No.	行政サービス等の内容	対象施設	受領証の提示		問い合わせ先		備考
			必要	不要	担当課等	電話番号	
1	公営住宅（特定公共賃貸住宅含む）の入居	市内10団地	○		建設課	0554-43-1111（内線136・137）	・入居申請をする際に、受領証を提示することにより、親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者）がある者として世帯要件を満たすことが可能になりますが、入居の際は他の条件（条例等）の入居資格を満たす必要があります。
2	放課後児童クラブの利用申し込み	市内放課後児童クラブ	○		健康子育て課	0554-46-5113	保護者同様の事情にあるもとみなし、利用の申し込みが可能になります。運営主体は「NPO法人にじろのスイミー」になります。
3	保育施設等の入園申し込み	保育園・認定こども園等	○		健康子育て課	0554-46-5113	保護者同様の事情にあるもとみなし、入園の申し込みが可能になります。
4	住民基本台帳の続柄の表示		○		市民課	0554-43-1111	世帯主との続柄について、通常「同居人」となるところを「縁故者」として登録できます。
5	特定不妊治療費助成事業		○		健康子育て課	0554-46-5113	生物学的に男女のカップルであること等の要件を満たすことが必要です。
6	一般不妊治療費助成事業		○		健康子育て課	0554-46-5113	生物学的に男女のカップルであること等の要件を満たすことが必要です。
7	不育症治療費助成事業		○		健康子育て課	0554-46-5113	生物学的に男女のカップルであること等の要件を満たすことが必要です。

※受領証を提示して受けられるサービス一覧になります。

（受領証の提示が不要でも受けられるサービスもありますので、市のホームページ等をご確認ください。）

※受領証を返還した場合や内容を変更した場合は、対応した窓口に忘れずに連絡してください。

※このほか、都留市職員の福利厚生制度等（互助会事業、休暇、手当等）における活用を検討しています。